

入管庁管第3628号
令和5年10月11日

文部科学省総合教育政策局国際教育課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 菱田 泰弘
(公印省略)

高等学校等卒業後に本邦で就労する者の取扱いについて（依頼）

父母等に同伴し在留資格「家族滞在」で在留している外国籍の方が、我が国の義務教育を経て高等学校を卒業後に本邦での就労を希望する場合における「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更に係る取扱いについては、令和2年3月25日付け入管庁管第1455号をもって周知を依頼したところです。これまで、在留資格「特定活動」を付与する場合の指定活動として「日常的な活動」を指定していたところ、今般、就労することを前提とした本件趣旨に鑑み、下記1のとおり指定活動を見直すこととしましたので、各都道府県教育委員会等へ周知願いたく依頼します。

また、本取扱いについては、下記2のとおり出入国在留管理庁ホームページにおいて案内しておりますので、併せて周知願いたく依頼します。

記

1 指定活動

「〇〇〇」の在留資格をもって本邦に在留する△△△人□□□の子が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）」

2 参考

出入国在留管理庁ホームページ（「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で高等学校卒業後に本邦での就労を希望する方へ）

(URL)https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html